

労災レセプトの効率的な事務処理に関する検討会開催要綱

1 開催目的

医療機関等が審査支払機関に提出するレセプト及び審査支払機関が保険者に提出するレセプトについては、平成 17 年 12 月の政府・与党医療改革協議会の「医療制度改革大綱」において、「平成 18 年度からオンライン化を進め、平成 23 年度当初から、原則としてすべてのレセプトがオンラインで提出されるものとする。」とされた。これを受け、平成 18 年 4 月に「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」が改正され、健康保険及び国民健康保険において、医療機関等が審査支払機関に提出するレセプトのオンライン請求が平成 20 年 4 月から 400 床以上の病院で義務化され、平成 23 年 4 月には原則として全ての医療機関においてオンライン請求を義務化することが決定されている。

このような中、労災保険のレセプトのオンライン請求の実施について検討するとともに、オンライン請求の実施による医療機関等の事務処理の軽減化等円滑な事務について検討する。

2 検討会の参集者

検討会は、厚生労働省労働基準局労災補償部長が委嘱する外部の有識者をもって構成する。

3 検討会の開催予定

平成 19 年 11 月に第 1 回会議を開催するものとし、平成 19 年度中に 3 回程度開催するものとする。

4 検討結果

検討結果については、検討結果報告書として取りまとめ、厚生労働省労働基準局労災補償部長あて報告するものとする。